

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年11月16日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

貝阿彌誠（委員長），酒井康夫，辻紘子，中野裕也，西原英男

東山泰清，松浦善満，村田剛，山西陽裕

（五十音順，敬称略）

(事務担当者又は庶務)

宮下首席書記官，駒田次席家庭裁判所調査官，花井事務局長

木村総務課長，小西総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／○：委員長，○：1号委員（学識経験者），●2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

1 開会

2 所長あいさつ

3 新委員の紹介

4 前回の意見に対する裁判所の取組状況の報告

モニタールーム設置についての御要望については、新庁舎における整備を検討しているところである。現在のモニタールームには、絵本が4冊しかないので増やして欲しいという意見があったことから、現在、整備すべく予算上申をしている。また、試行的面会を増やすべきであると

の意見については、留意しながら運用しているところである。

5 「家庭裁判所の概要」及び「家庭裁判所の広報」についての説明

(1) 「家庭裁判所の概要」について

裁判所は、最高裁判所を頂点にし、8つの高等裁判所、50の地方裁判所、家庭裁判所、438の簡易裁判所が置かれており、また、地方裁判所や家庭裁判所には支部や出張所がある。

また、裁判所の組織を大きく分けると裁判部と事務局から構成されており、裁判部には地方裁判所の民事部と刑事部が、家庭裁判所の家事部と少年部がある。また、事務局には、総務課、会計課や資料課等があり、司法行政事務を担当している。

家庭裁判所は、離婚や相続などに関する家庭内の紛争や非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所として昭和24年に誕生したもので、法律的判断のみではなく、親族間の感情的対立の解決を図ったり、少年の教育等をも考慮した処分をすることも目的とする。したがって、家庭裁判所には、「司法的機能」に加えて「教育・福祉的機能」や「後見的機能」もあると言われている。

そのため、家庭裁判所には、裁判官、書記官や事務官などの職員に加えて、家庭裁判所調査官や医師・看護師が配置されている。

(2) 「家庭裁判所の広報」について

(パワーポイントを用いて以下の説明を行った。)

裁判所は本来、申立てがあってから審理をするという基本的な立場から、広報には消極的だったが、社会の見方の変化や司法制度改革を受け、広報活動を拡大させるとともに、裁判員制度施行に向けて積極的に広報を行ってきた。

和歌山地方・家庭裁判所においても5月の憲法週間及び10月の法の日週間における記念行事を中心に、裁判員制度や成年後見制度の説

明を行うなどし、また法教育の一環として小学生を集めて模擬裁判を行うなどしている。また、数種類のパンフレットを用意し、配布したり、ウェブサイトの開設、手続説明のDVDの貸出や制度説明のための講師派遣なども行っている。

しかし、家庭裁判所の事件は、家庭内の紛争や少年非行が中心となっているため、非公開の手続が多く、傍聴ができないものが多いなど、広報の対象としづらい面がある。また、広報を担当する総務課においても広報のノウハウを有しておらず、予算も脆弱である。

6 意見交換等【公開時には仮名で表示】

テーマ「家庭裁判所の広報について」

- 事務担当者等から説明のあった家庭裁判所の概要や広報について、何か質問や感想はあるか。一般の市民の方は家庭裁判所で何をやっているのか、知っていたか。
- 私は、今日の説明を受けるまで、家庭裁判所と簡易裁判所の区別がついていなかった。家庭裁判所より、簡易裁判所の方が大きいと思っていた。裁判所に教育的側面や福祉的側面もあると聞いて驚いた。

家庭裁判所では離婚や成年後見などの手続をしているということは聞いたことがあるが、離婚調停で元の夫婦関係に戻るのか。基本的に元に戻ることはないとと思うが。

- 离婚調停では、夫婦関係の調整をするだけではなく、離婚するに当たって子の親権や慰謝料、財産分与などが問題となっていることが多い。
- 家事事件については疎くて、どのようなことをしているのか知らなかった。広報するのであれば、ウェブページを充実させるのが重要だと思う。

- 家庭裁判所のことはほとんど知らなかつたが、今回の説明を受けて少しあは分かった。困っている方がどういう人なのかということを考えて、どういう所にニーズがあるのかを洗い出して、そういう人たちに分かりやすい広報をする方が良いと思う。
- 確かにそのとおりだが、どの辺りに家庭裁判所の手続利用のニーズがある人がいるのかという判断をするのは難しい。

裁判所のパンフレットについて、消費者センターなどには置いてあるところだが、成年後見制度などは認知症などの方が対象になっているので、病院などに置いてもらうという方法があると思うがどうか。

- 認知症の方というのは、グループホームや養護施設などに入っているので、そのような所に置いてはどうか。
- 私は、以前教師をしていたが、家庭裁判所が少年のためにすごいエネルギーを使っていることや家庭裁判所の制度について、教師は余り知らない。例えば、教員の研修の際にパンフレットを配ったり、講師派遣やビデオ上映を行ったりし、家庭裁判所の役割や制度について紹介してはどうか。
- 教職員の研修などに講師を派遣して家庭裁判所の話をしたことはなかった。法教育の一環として夏期教員研修は行っている。
- 少年非行については、学校の先生も非常に関係するところかと思う。
- 他府県においては、教員の何年目の研修という際に講師を派遣したりしていた。生徒指導担当者の会議に講師の派遣要請があり、家庭裁判所調査官が話をしたりしていたこともあった。
- 基本的に来て欲しいという要請があり、都合さえあえば、講師派遣をすることができると思う。

- 講義に来てもらえるのであれば、PTAの方でも講師を派遣して欲しいという要望があると思う。家庭裁判所に少年の教育機能があるということをこれまで知らなかった。
- 裁判官も書記官も法律職だが、家庭裁判所調査官という、人間科学等を専門に学んだ職員が居るところが家庭裁判所の特徴である。
- 家庭裁判所調査官から大学の先生になったりしている人がおり、そういう人は大学においてかなり講師依頼を受けている。家庭裁判所調査官が講師になることは、まだまだ少ないとと思うので、是非、積極的にすすめて欲しい。
- 家庭裁判所の広報を目にしたことがあるか。
- 見たことはある。私は調停委員をしているが、離婚調停において円満に元のとおりに戻ったのは1件だけしか経験がない。また、相談会を開いているが、1度に必ず5、6人は来るので、そういう地域においては、皆、一応家庭裁判所の存在は知っていると思う。ただし、何をしてくれるのかについては、まだまだ知らないと思うので良く分かるパンフレットのようなものがあれば良い。また、パンフレットには、家庭裁判所で何ができるのかもっときちんと明記した方が良いと思う。
- 家庭裁判所においては、別居中の婚姻費用の支払いや養育費の支払いについての手続も行っているが、そういうことを知らない人が多いかもしれない。そういう点について分かってもらえたなら広報はうまくいくと思う。具体的にどのような広報があるか。
- 家庭裁判所の手続においてはプライバシーの壁があり、何を尋ねても教えてもらえないことが多い。広報で制度の話をすることはできても、具体的な事件の話ができないと思うが、報道するためには具体的な話が必要になる。

- 確かに仮名で特集を組んだりしている記事はあるが、一般的なことでは、新聞やテレビのニュースにはならないと思う。
- 弁護士会は広報については敷居が高いと言われていたが、現在は、マスコミに出る機会があれば出ようということで広報をしている。家庭裁判所が何をしているのか分からぬということであれば、知ってもらう機会を伝えるのが重要だと思う。パンフレット、DVDやホームページというのは、自分から情報を収集しようとする積極的な人向けだと思う。法の日週間や憲法週間など広報行事で一般の人に対して、家庭裁判所はこんなことをやっているなどとやればよいのではないか。市報や広報紙に依頼するのも良いと思う。
- 相談会の時には、市報に載せてもらった。相談会を開くという記事の中で家庭裁判所はこういうところですということも書いてもらった。
- 11月30日に、広報行事として成年後見制度の説明会を開くこととなっている。それについては、複数の地元紙に載せてもらった。
- 相談会というのは誰が相談員をするのか。
- 調停委員である。
- 調停協会が相談会をやっているもので、田辺支部、御坊支部及び新宮支部において持ち回りでやっている。
- 我々の地区では、毎年、相談会を開いている。
- 家庭裁判所には相談窓口があるので、手続については窓口に来てくれたら案内することができるが、そこまで思いつかないことが問題だと思う。
- 紀州材家づくりフェアで広報をした時はどのくらいの人が来たのか。
- 通りかかった人で興味を持った人に寄ってもらうような形だが、

十数人、来ていた。

- 異婚であれば、当事者が大人なので裁判所までたどり着くことができると思うが、少年事件については、本人はよく分からぬし、親も子に対する関心を失っていることがある。PTAや教職員にも家庭裁判所のことをもっと分かってもらつたらいいと思う。
- 大学教員も以前は、研究と学生指導のみをしていたが、地域貢献をどのようにするのかということを10年くらい前から言われるようになり、変わってきている。裁判所も一部の当事者が利用していたようなところから変わってきてることが分かった。
- 以前、裁判官は、自分のところにきた事件を処理するだけだったが、裁判員裁判がきっかけで裁判官や所長などが自ら街頭に立つこともある。
- 万引きなどを何回か起こした人を集めて行う講習会に立ち会ったが、とても迫力があった。少年事件についてもその処置が暖かくて健全育成の目標を持っていることが分かる。青少年の健全育成のため、補導委託先のことについても広報の中で広がっていって欲しいと思う。

7 次回委員会の意見交換テーマ

家庭裁判所の相談窓口について

8 次回委員会の開催日時

平成23年6月16日（木）午後1時30分から開催することが決定された。

9 閉会